

平成26年5月14日

〒103-0004

東京都中央区東日本橋2-27-9

初音森ビル10F

谷口雅春先生を学ぶ会

代表 中島 省治 様

〒100-8355

東京都千代田区丸の内3丁目3番1号

新東京ビル6階

中村合同特許法律事務所

宗教法人 生長の家代理人

弁護士 田中 美登里

同 田中 伸一郎

同 相良 由里子

同 外村 玲子

拝啓 貴社益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

私共は、宗教法人「生長の家」（以下「生長の家」といいます。）の代理人として本書を差し上げます。

1 「生長の家」は、貴団体もよくご存知のとおり、平成24年12月31日現在、信徒の数は160万人（うち、日本国内は59万人）に上る宗教団体であり、現総裁の谷口雅宣を中心に、数々の著作、講習会、インターネット上のブログなどを通して教えを宣布しています。

「生長の家」では、本尊を現す像などは造らず、あらゆる宗教の本尊の奥にある「実相」（唯一の真理）を礼拝するため、伝道活動等においては『実相』と書いた谷口雅春の書を掲げています。また、昭和10年に谷口雅春が山根八春に依頼して制作されたシンボルマークがあり、講師の方の徽章としてこれを使用するだけでなく、伝道活動等においても、シンボルマークを表示した旗を掲げるなどしてきました。

従って、「生長の家」の信徒その他関係者に限らず広く、①谷口雅春の書『実相』及び②山根八春の制作にかかるシンボルマーク（以下「本件表示①及び②」といいます。）は、「生長の家」を示すものとして知られていることは、貴団体もよくご承知のことと存じます。

なお、「生長の家」は、本件表示①及び②について、宗教教育、技芸・スポーツ又は知識の教授、セミナーの企画・運営又は開催等を含むサービスを指定役務として商標出願しており（商願2013-63644及び商願2014-24752）、近く登録される予定です。

2 ところで、貴団体は「生長の家」の信徒その他関係者を対象に、谷口雅春先生を学ぶとして集会を開催されておられますところ、同集会においては谷口雅春の『實相』の書である本件表示①を正面に展示し、その横には上記生長の家のシンボルマークである本件表示②を表示する旗を掲げておられます。

上述しましたように、本件表示①及び②は「生長の家」を示すものとして広く知られており、貴団体が本件表示①及び②を掲げて集会を主催すれば、同集会が「生長の家」の主催するものと誤認、混同されるおそれがあることは明らかなです。したがって、貴団体の同行為は、不正競争防止法2条1項1号に該当する不正競争行為です。

また、前項において提示した各商標権の設定の登録がなされれば、商標権を侵害することにもなります。

3 つきましては、生長の家は、貴団体に対し、不正競争防止法3条に基づき、本件表示①及び②の集会等における使用を直ちに中止することを要求するとともに、今後、本件表示①及び②を貴団体の宗教集会等において使用しないことを、書面をもって誓約することを求めます。

4 上記の各要求に対する貴団体の回答を、本書到達後2週間以内に私ども宛に書面にてお送りください。生長の家はいたずらに紛争を好むものではありませんが、上記期間中に貴団体より然るべきご回答が得られない場合には、やむを得ず法的措置を検討せざるを得ませんことを申し添えます。

敬 具

差出人  
〒100-8355 東京都千代田区丸の内3丁目3番1号新東京ビル6階  
中村合同特許法律事務所 弁護士 田 中 美 登 里

受取人  
〒103-0004 東京都中央区東日本橋2-27-9初音森ビル10F  
谷口雅春先生を学ぶ会 代表 中島 省治 様

郵便認証司

26. 5. 14

この郵便物は平成26年5月14日  
第10272836092号書留内容証明郵便物  
として差し出したことを証明します。  
日本郵便株式会社  
受付通番：2014051409545100100001号  
2 / 2頁

東京  
26. 5. 14  
8-12

